府　令

○内閣府令第六十三号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十号を次のように改める。

十　株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第一号並びに第二号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。）

（銀行法施行規則の一部改正）

第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第五項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第五項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第四項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

附　則

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

府令・省令

○内閣府　財務省　経済産業省令第九号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省　経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第五項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

○内閣府　厚生労働省令第九号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号及び第五十八条の六第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
厚生労働大臣　長妻　昭

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省　労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

○内閣府　農林水産省令第十号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十七第一項第六号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の三第一項第六号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵　農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第五項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵　農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣　府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。